

ことしの税額はいくら

市民税・県民税の計算例

令和4年中の給与収入が500万円（他に収入はない）
無収入の妻と子2人（17歳と13歳）を扶養
社会保険料50万円

の場合、
令和5年度の市民税・県民税は…

給与収入5,000,000円

①給与収入から給与所得控除額を差し引く。(注)

給与所得控除後の金額 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円
--------------------------	-----------------------

②所得控除の合計額を差し引く。

1,970,000円	所得控除の合計額 1,590,000円
------------	------------------------

配偶者控除	33万円	社会保険料控除	50万円
一般扶養控除	33万円	基礎控除	43万円

③市民税・県民税それぞれの税率で所得割額を計算する。

課税所得金額 1,970,000円	× 8% = 157,600円 → 市民税の所得割 ……………	Ⓐ
	× 2% = 39,400円 → 県民税の所得割 ……………	Ⓑ

④調整控除額を計算する。※「P49」参照

市民税	150,000円 × 4% = 6,000円 ……………	Ⓒ
県民税	150,000円 × 1% = 1,500円 ……………	Ⓓ

⑤市民税・県民税それぞれの所得割から調整控除額を差し引き、均等割を加える。

市民税	157,600円(Ⓐ) - 6,000円(Ⓒ) + 3,500円(均等割) = 155,100円
県民税	39,400円(Ⓑ) - 1,500円(Ⓓ) + 1,900円(均等割) = 39,800円

令和5年度の市民税・県民税 = 155,100円 + 39,800円 = 194,900円

(注) 給与所得控除額は、給与所得者の必要経費に相当するものです。
給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものですが、実際には、所得税法別表第五により、給与収入の金額に応じて求めることとされています。

※所得割と均等割については「P48」参照

市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等

▼市民税・県民税の税率

【所得割】

市民税	県民税
8%	2%

【均等割】

市民税	県民税
3,500円	1,900円

※所得割は、指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%。

※県民税均等割1,900円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

（「森林づくり県民税」については「P 3」参照）

▼所得税の税率

課税所得金額	税率	速算控除額
1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※令和19年までの各年分については、復興特別所得税（原則として、その年分の所得税額の2.1%）をあわせて申告・納付する必要があります。

▼市民税・県民税と所得税の主な所得控除の比較

区 分		市民税・県民税	所得税(注1)	控除額の差	
配偶者 控 除	納税者と同一 所得金額が48 万円以下 生計で合計	一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 900万円以下のとき】	330,000円	380,000円	50,000円
		一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 900万円超950万円以下のとき】	220,000円	260,000円	40,000円
		一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 950万円超1,000万円以下のとき】	110,000円	130,000円	20,000円
		老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 900万円以下のとき】	380,000円	480,000円	100,000円
		老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 900万円超950万円以下のとき】	260,000円	320,000円	60,000円
		老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が 950万円超1,000万円以下のとき】	130,000円	160,000円	30,000円

扶 養 控 除	納税者と同一生計で合計所得金額が48万円以下	一般(16歳以上19歳未満の親族を含む)	330,000円	380,000円	50,000円
		特定(19歳以上23歳未満の親族)	450,000円	630,000円	180,000円
		老人(70歳以上で同居老親にあたら ない親族)	380,000円	480,000円	100,000円
		同居老親(70歳以上の同居する父母、 祖父母等の直系尊族)	450,000円	580,000円	130,000円
		年少扶養(16歳未満)	0円	0円	0円
障 害 者 控 除	一般(特別障害者以外の障害者)	260,000円	270,000円	10,000円	
	特別(身障手帳1・2級、療育手帳A 他 の重度障害者)	300,000円	400,000円	100,000円	
	配偶者又は扶養親族が同居する特別障害 者(同居特別障害者)	530,000円	750,000円	220,000円	
寡 婦 控 除	合計所得金額が500万円以下で、次の要 件に当てはまる者(事実上婚姻関係と同 様の事情にあると認められる者がいる者 を除く。)	260,000円	270,000円	10,000円	
	(1)夫と離別し、その後婚姻をしていない 者で扶養親族のいる者(ひとり親に該当 する者を除く。)				
	(2)夫と死別し、その後婚姻していない者 又は夫の生死が明らかでない一定の者				
ひとり親 控 除	合計所得金額が500万円以下の単身者で、 前年の総所得金額等が48万円以下の生計 を一にする子がいる者(事実上婚姻関係 と同様の事情にあると認められる者がい る者を除く。)	300,000円	350,000円	50,000円	
勤 労 学 生 控 除	納税者が学生で合計所得金額が75万円以 下(うち自己の勤労によらない所得が10 万円以下)の者	260,000円	270,000円	10,000円	
配 偶 者 特 別 控 除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下 で配偶者の合計所得金額が48万円(給与 収入103万円)を超え、133万円(給与収入 201万円)以下	(上限) 330,000円	(上限) 380,000円	(上限) ^(注2) 50,000円	
基 礎 控 除		430,000円	480,000円	50,000円	

(注1) 所得税については、令和4年分の税率及び控除額。ただし、この額は法改正により修正される場合があります。

(注2) 調整控除の計算の際には、配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合は2～5万円、50万円以上55万円未満の場合は1～3万円、その他の場合は0円となります。

▼調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除などの人的控除額に差があり税源移譲による負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税を減額するものです。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用されません。(控除額の差については「P48」参照)

(ア) 合計課税所得金額^(注)が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税4% 県民税1%）

①人的控除額の差の合計額

②個人市民税・県民税の合計課税所得金額

(イ) 合計課税所得金額^(注)が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%

(市民税4% 県民税1%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税2,000円 県民税500円）とします。

(注) 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

▼住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①所得税の控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、②所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）のいずれか小さい額に、下覧の割合を乗じた金額について減額するものです。

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額になります。

市民税	4/5	県民税	1/5
-----	-----	-----	-----

▼寄附金税額控除

前年中に次に掲げる2千円を超える寄附をした場合には、その超える金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）の市民税は8%、県民税は2%に相当する金額について減額するものです。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

②静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

③所得税法等に規定される寄附金控除の対象または特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡市又は静岡県の条例で定めるもの

なお、①の寄附金の場合、上記金額に加え、寄附金のうち2千円を超える部分について特例控除（市民税・県民税所得割の2割を限度）があり、所得税と合わせてその全額が控除されます。また、申告特例制度の適用を受けた場合は、特例控除に法令に定める割合を乗じて得た額をさらに加算して控除されます。

令和5年度の市民税・県民税が課税されない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 平成17年1月3日以後生の未成年者、令和5年1月1日において障害者あるいは寡婦又はひとり親のいずれかに該当し、令和4年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入のみの場合は収入額で204万4千円未満）であった人。

- 非課税限度額以下の所得の人
令和4年中の合計所得金額が、
 $31万5,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 10万円 + 18万9,000円$
を超えない人。ただし、18万9,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人のみ加算します。

令和6年度の市民税・県民税の申告

令和6年度の市民税・県民税の申告書の提出期限は令和6年3月15日です。

【申告しなければならない人】

●給与所得者（サラリーマン）の場合

①給与以外に所得のある人（外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃、配当、年金など）

※所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても給与所得と合わせて申告する必要があります。

②勤務先から静岡市へ給与支払報告書が提出されない人

●公的年金等（老齢厚生、老齢基礎、退職共済など）所得者の場合

確定申告をしていない方で、

①公的年金等以外の所得のある人（外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃など）

※所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても公的年金所得と合わせて申告する必要があります。

②公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外に所得控除（医療費控除、社会保険料控除等）があり追加・訂正をする場合

●上記以外の場合

非課税限度額を超える所得がある人

※所得税の確定申告をした場合、確定申告書は市民税・県民税の申告書を兼ねているので、新たに市民税・県民税の申告をする必要はありませんが、税金のかかる所得の下限が所得税よりも低いことなどにより、所得税がかからない人でも、市民税・県民税はかかることがあります。そのため、所得税の確定申告は必要なくても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

令和5年度の軽自動車税種別割税率

▼原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率

車 種		税率 平成28年度～
原 動 機 付 自 転 車	排気量50cc又は0.6kw以下	2,000円
	排気量90cc又は0.8kw以下	2,000円
	排気量125cc又は1.0kw以下	2,400円
	ミニカー（排気量50cc又は0.6kw以下）	3,700円
軽 二 輪 車	排気量125cc超～250cc以下 （被けん引車含む）	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕用35km/h 未満	2,400円
	特殊作業用15km/h以下	5,900円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

▼三輪車、四輪車の税率

車 種 (排気量660cc以下)		税 率 (年額)			
		最初の新規検査（新車登録）の時期			
		H22.3.31まで	H22.4.1から H27.3.31まで	H27.4.1以後	
		最初の新規検査から13年を経過した車両には「経年重課」が適用されます※	「経年重課」に該当するまでの間は、H27年度までの税率が引き続き適用されます。	グリーン化特例（1年限り）が適用されない車両に適用されます。	
三 輪 車		4,600円	3,100円	3,900円	
四 輪 車	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨 物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

▼グリーン化特例

下記の①～③の環境性能を有し、令和4年度に最初の新規検査をした車両は、令和5年度に限り、軽課税率が適用されます。

車種区分 (排気量660cc以下)			税率(年額)		
			電気自動車等または燃費基準等による区分		
			①電気自動車等 (税額を概ね75%軽減)	②燃費基準等 (税額を概ね50%軽減)	③燃費基準等 (税額を概ね25%軽減)
三輪車			1,000円		
四輪車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※②、③は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」をご確認ください。

①電気軽自動車

天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの)

天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素化合物の排出量が少ないもの)

②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

固定資産税の計算例

▼土地 200㎡の住宅用地の場合

令和4年度の課税標準額	3,800,000円	} のとき
令和5年度の評価額	32,000,000円	

【税額の計算】

- ① 令和5年度の本来の課税標準額（評価額×1/6）を算出します。
 $32,000,000円 \times 1/6 = 5,333,333円$
- ② 「令和4年度の課税標準額」の「令和5年度の本来の課税標準額」に対する割合を求めます。
 $3,800,000円 / 5,333,333円 \approx 71.2\%$

前年度の課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の100%未満の場合、本来の課税標準額の100%に達するまで、本来の課税標準額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

ただし、上記より計算した課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%とします。

- ③ ②の割合が100%未満であるため、「令和4年度の課税標準額」に「令和5年度本来の課税標準額」の5%を加えます。
 $3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,000円$ （千円未満切捨て）
※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての固定資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。
- ④ 令和5年度の固定資産税額
 $4,066,000円 \times 1.4\% = 56,900円$ （百円未満切捨て）

▼家屋 新築の木造二階建の住宅を建てた場合

建築時期 令和4年8月

床面積 130㎡

令和5年度価格 13,000,000円……………①

(価格は面積のほか、建物の間取り、仕上げ等により変わります)

のとき

【税額の計算】

① × 1.4% (税率) = 182,000円……………②

(新築住宅の減額)

① × ※120/130 × 1.4% × 1/2 = 84,000円……………③
(税率)

(令和5年度の固定資産税額)

② - ③ = 98,000円

※一定の要件に適合する場合、新築後の一定期間、120㎡相当分までの固定資産税額が1/2減額されます。(「P18 (Q&A⑬新築 4年目に急に固定資産税が上がったのは)」参照)



▼償却資産

取得資産 舗装路面（コンクリート敷）（耐用年数15年※）

取得時期 令和4年9月

取得価額 2,700,000円

）を取得したとき

【税額の計算】

取得価額×（1－耐用年数に応ずる減価率/2）＝評価額

2,700,000円×（1－0.142/2）＝2,508,300円

（課税標準額）2,508,000円（千円未満切捨て）

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての償却資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

（固定資産税額）2,508,000円×1.4%≒35,100円（百円未満切捨て）
（税率）

令和3年以前に取得した資産の評価額の計算方法は、
前年度評価額×（1－耐用年数に応ずる減価率）＝評価額

※償却資産の耐用年数は、一部例外を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令によるものとされています。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの事業用資産をいいます。

- ①構築物（へい・フェンス・構内舗装・駐車場舗装・広告塔など）
- ②機械及び装置（旋盤・ボール盤・印刷機・製茶機・太陽光発電設備など）
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両及び運搬具（大型特殊自動車・構内運搬車・台車など）
- ⑥工具、器具、備品（測定工具・パソコン・エアコン・机・いすなど）

たとえばミシンを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は課税対象となります。